

香川農政事務所交渉（全農林労働組合中国四国地方本部香川分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年12月22日（水） 18:00～18:20（20分）

2. 場 所：香川農政事務所第2会議室

3. 出席者：

香川農政事務所	高木 幸夫	所長
同	中村 敏郎	次長
同	金澤 正範	総務課長
同	美濃 繁美	地域第一課長
同	金津 隆夫	地域第二課長
同	糸賀 佳宏	高松統計・情報センター長
同	河内 伸吾	丸亀統計・情報センター長
同	濱田 憲彦	総務課課長補佐
同	藤原 靖浩	総務課職員係長
香川分会	大林 久輝	委員長
同	河野 敏明	副委員長
同	十川 浩司	書記長
同	筒井 利明	財政部長
同	大北 勇治	執行委員
同	長野 輝久	執行委員
同	上田 道行	執行委員

4. 議 題：超過勤務の縮減について
（全農林労働組合中国四国地方本部香川分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要

金澤総務課長 平成22年11月17日付けで提出された交渉申入書について、国公法及び新たな労使関係の構築に関する基本方針に則り、交渉日時・交渉場所、交渉の出席予定者・交渉対象事項に関する予備交渉を11月17日、11月18日、11月29日、12月15日の4回行った。後ほど分会から要求書の提出をしていただくが、本日は予備交渉において、労務管理担当者の権限内事項として交渉対象事項として整理した要求事項

の「超過勤務の縮減」について、労務管理担当者を代表して所長から回答させていただく。

では要求書の提出をお願いします。

大林委員長

私たちは秋闘の段階で、当面する課題や職場要求について、緊急に改善を要する事項を要求書という形で取りまとめた。これらは、農林水産業の着実な遂行と私たちの雇用・身分、労働条件等を守る観点から特段のご配慮をお願いしたい。本日提出する要求書の内容は、予備交渉の中で整理した要求事項の「超過勤務の縮減」について別紙のとおり取りまとめたので、よろしくをお願いします。

大林委員長から各労務管理担当者に対し、要求書を手交

高木所長

まず分会からの要求書については、11月末までに回答してほしいとの申入れがあったが、事務所の業務の実態から、本日まで留保していただいたことに対し、お礼を申し上げたい。

本日は各労務管理担当者も出席しているが、私が代表して回答をさせていただきます。

超過勤務の縮減については、毎週月曜日に部長会議を開催して、その週に予定されている超過勤務について、その必要性や優先度を聞きながら、実態把握に努め、全体的に見てみると、10月までは前年対比で減少している。

超過勤務の縮減については、職員団体のみならず当局側としても農水省を挙げて取り組んでおり、この12月も超過勤務縮減月間として位置づけて、香川農政事務所としての取り組みを行っている。

4月に、人員削減等に伴う22年度の香川農政事務所の業務運営方針を策定し、また9月には、食糧部の組織見直しに関連した10月以降の香川農政事務所の業務運営方針を策定し、職員の皆さんに説明してきた。

さらに各課・センターごとに行動計画を策定してもらい、ヒアリングを行うことにより、その工程管理に努めてきた。

今年度は、例えば、農政推進課は戸別所得補償モデル対策の加入促進と交付申請事務に加え、23年度に本格実施される畑作を含む戸別補償制度の推進、それに農業の再生を図るための6次産業化の推進、食糧部においては、米麦の売買管理業務の廃止に伴い米トレサ法に基づく米の流通監視業務が新たな業務として加わった。

統計部の業務では、従来の調査に加え、試行的に実施されることになったメッシュ調査の面積及び作況のとりまとめとその検証業務、戸別補償制度関係での新たな作物の生産高調査や既存調査の客体増による生産費調査の増加など、現在の農業の現状を踏まえた新たな施策などに対応した変化の多い年であったと認識している。

このような業務に対応するため、先ほど申し上げた2回の業務運営方針の中で、垣根を外した業務運営として、課あるいは部単位、さらには、必要な場合は農政事務所を挙げて取り組む業務調整も必要と考え、その方針を示したところである。

これまでの業務の運営を見ると、例えばメッシュ調査においては、統計部から高松・丸亀統計・情報センターへの応援、米トレサ法の普及活動は、担当の消費流通課以外に計画課、消費・安全部からの応援により、特定の人に負担がかからない状況は保たれたと考えている。

一方、現在仕事がピークを迎えている農政推進課の戸別所得補償制度に関する交付申請関係業務については、農政事務所を挙げて必要な支援体制を講じている。

しかしながら、農家の皆さんも初めての手続きに対する戸惑い等制度の変り目には予想できない動きがあることも事実である。私達も実際に事務をやってみて、そのボリューム感が判ることもある。そのため、11月から農政推進課を中心に、職員の皆さんの超過勤務も多くなってきていることは承知しているが、一方で、農政の柱である戸別所得補償制度業務をしっかりとやり遂げることも私達に課せられた重要な役割であることをご理解願いたい。

また、業務の内容によっては専門的な経験・知識を要する場合もある。12月中の支払いなど審査業務に時間的な制限もあるので、これらの超過勤務は必要不可欠であることをご理解願いたい。

いずれにしても、私がかねてからメリハリの利いた業務運営を求めている。効率的な業務運営を行うために、職員の健康管理は自己管理を含めて大事である。長期にわたる業務については、体を休める時間も必要である。そういう時間を持てるように管理職に対し目配り・気配りをするよう指導している。

超過勤務の縮減に向けての努力、職員の心身のケアについては、今までも行ってきたし、今後も引き続き配慮していきたい。

以上回答とさせていただきます。

大林委員長

私たちの要求に対し、誠意ある回答をしていただき感謝する。

10月までの超過勤務は前年に比べ、減少していること、垣根を超えた業務運営をすることにより、特定の人に超過勤務が偏ることがないよう配慮していただいていることにも感謝する。戸別所得補償制度に関する業務については、実際に事務をやってみないと、そのボリューム感が判らないということもそのとおりだと思う。私達に課せられた重要な役割を果たすために必要な超過勤務であることも理解できる。引き続きこれらのことに対し、ご配慮をお願いします。

私達は、食の安全・安心業務、新しく導入された戸別所得補償制度に関する業務に鋭意取り組んでいるが、これらの着実な業務の遂行と円滑

な業務の推進には、それに必要な時間の確保や上司とのコミュニケーションが大切であると考えている。私達の職場は、長年にわたる人員削減や新規業務の導入もあり、より効率のよい業務運営や心身・健康保持のために、超過勤務は必要最小限に止めることはもちろんだが、メリハリの利いた業務運営を引き続きお願いする。

高木所長

要求書の前段に雇用と労働条件の確保ということが書かれている。

まさに地域社会からの農政事務所としての信頼性の確保が雇用と労働条件の確保に繋がると思っている。そうした中で、先ほど申したように必要最小限の超過勤務となるよう私も努力するし、職員の皆さんにもそれぞれの責務の中での努力をお願いする。

河野副委員長

戸別所得補償制度に関する業務に関してだが、今は非常勤職員も増員していただき、いろいろと対策を練っていただいていることに感謝する。

私達も業務をやっていく中で、所長の言われるとおりに予想できないボリュームがあるということで、超過勤務をやらざるを得ない状況なので、引き続き健康管理等にご配慮願いたい。

戸別所得補償制度に関する業務は、戸別所得補償推進チームで取り組んでおり、地域課の担当職員との連携はできているが、地域課内での協力体制ができているかどうか確認してほしい。

高木所長

繰り返しになるが、戸別所得補償制度に関する業務は今年初めてということで、手探りの部分もあった。チーム編成等臨機応変にやってきたつもりだが、もう一度今年取り組み・反省点を踏まえながら、来年以降どうするかということも課題だと考えている。実際に業務に携わった方と我々管理職の意思疎通を図りながら、よりよいものとなるように、また、どのようにすれば負担のかからないような運営ができるか等改善点も含めて検討を進めていきたい。

また地域課内の協力体制は、去年も説明してきたとおり、来年の組織の見直しに関連し、地域課も本所への統合が必要であると思っている。

いずれにしても、今年反省等を踏まえて、よりよいものになるようコミュニケーションが必要であると考えている。

大林委員長

以上で交渉を終了する。ありがとうございました。

10全農林中四国香川要求第1号

2010年12月22日

香川農政事務所長

高木 幸夫 殿

全農林労働組合中国四国地方本部

香川分会委員長 大林 久輝



要 求 書

私たち全農林労働組合中国四国地方本部香川分会では、当面する課題を整理し、分会独自要求事項として下記のとおり取りまとめました。

この要求は、組合員の総意に基づき決定した緊急に解決を要する事項です。

貴職におかれましては、農林水産政策の着実な遂行と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を早急に行われるよう申し添えます。

記

超過勤務の命令等に当たっては、緊急を要し必要かつやむを得ない場合において命令されるものと理解しています。

一方、人員削減がなされる中であって既存業務の見直しが進められていますが、見直しの移行までの間等においては超過勤務も実施せざるを得ない状況にあります。

このため、特定の職員に業務が偏らないよう管理職は業務の平準化を図るため業務調整を行うなど、超過勤務縮減に向けた解決策を講じられたい。

また、併せて管理職は職員の身体的・精神的ケアに留意をすること。

10全農林中四国香川要求第1号

2010年12月22日

香川農政事務所

地域第一課長 美濃 繁美 殿

全農林労働組合中国四国地方本部

香川分会委員長 大林 八輝

要 求 書

私たち全農林労働組合中国四国地方本部香川分会では、当面する課題を整理し、分会独自要求事項として下記のとおり取りまとめました。

この要求は、組合員の総意に基づき決定した緊急に解決を要する事項です。

貴職におかれましては、農林水産政策の着実な遂行と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を早急に行われるよう申し添えます。

記

超過勤務の命令等に当たっては、緊急を要し必要かつやむを得ない場合において命令されるものと理解しています。

一方、人員削減がなされる中であって既存業務の見直しが進められていますが、見直しの移行までの間等においては超過勤務も実施せざるを得ない状況にあります。

このため、特定の職員に業務が偏らないよう管理職は業務の平準化を図るため業務調整を行うなど、超過勤務縮減に向けた解決策を講じられたい。

また、併せて管理職は職員の身体的・精神的ケアに留意をすること。

10全農林中四国香川要求第1号

2010年12月22日

香川農政事務所

地域第二課長 金津 隆夫 殿

全農林労働組合中国四国地方本部

香川分会委員長 大林 久輝



要 求 書

私たち全農林労働組合中国四国地方本部香川分会では、当面する課題を整理し、分会独自要求事項として下記のとおり取りまとめました。

この要求は、組合員の総意に基づき決定した緊急に解決を要する事項です。

貴職におかれましては、農林水産政策の着実な遂行と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を早急に行われるよう申し添えます。

記

超過勤務の命令等に当たっては、緊急を要し必要かつやむを得ない場合において命令されるものと理解しています。

一方、人員削減がなされる中であって既存業務の見直しが進められていますが、見直しの移行までの間等においては超過勤務も実施せざるを得ない状況にあります。

このため、特定の職員に業務が偏らないよう管理職は業務の平準化を図るため業務調整を行うなど、超過勤務縮減に向けた解決策を講じられたい。

また、併せて管理職は職員の身体的・精神的ケアに留意をすること。

10全農林中四国香川要求第1号

2010年12月22日

香川農政事務所
高松統計・情報センター長
糸賀 佳宏 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
香川分会委員長 大林 久輝



要 求 書

私たち全農林労働組合中国四国地方本部香川分会では、当面する課題を整理し、分会独自要求事項として下記のとおり取りまとめました。

この要求は、組合員の総意に基づき決定した緊急に解決を要する事項です。

貴職におかれましては、農林水産政策の着実な遂行と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を早急に行われるよう申し添えます。

記

超過勤務の命令等に当たっては、緊急を要し必要かつやむを得ない場合において命令されるものと理解しています。

一方、人員削減がなされる中であって既存業務の見直しが進められていますが、見直しの移行までの間等においては超過勤務も実施せざるを得ない状況にあります。

このため、特定の職員に業務が偏らないよう管理職は業務の平準化を図るため業務調整を行うなど、超過勤務縮減に向けた解決策を講じられたい。

また、併せて管理職は職員の身体的・精神的ケアに留意をすること。

10全農林中四国香川要求第1号

2010年12月22日

香川農政事務所
丸亀統計・情報センター長
河内 伸吾 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
香川分会委員長 大林 久輝



要 求 書

私たち全農林労働組合中国四国地方本部香川分会では、当面する課題を整理し、分会独自要求事項として下記のとおり取りまとめました。

この要求は、組合員の総意に基づき決定した緊急に解決を要する事項です。

貴職におかれましては、農林水産政策の着実な遂行と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を早急に行われるよう申し添えます。

記

超過勤務の命令等に当たっては、緊急を要し必要かつやむを得ない場合において命令されるものと理解しています。

一方、人員削減がなされる中であって既存業務の見直しが進められていますが、見直しの移行までの間等においては超過勤務も実施せざるを得ない状況にあります。

このため、特定の職員に業務が偏らないよう管理職は業務の平準化を図るため業務調整を行うなど、超過勤務縮減に向けた解決策を講じられたい。

また、併せて管理職は職員の身体的・精神的ケアに留意をすること。